

令和4年度  
監査結果のあらまし

岐阜市監査委員

(令和5年4月)

# 目 次

1	監査委員制度	1
2	主な監査等	2
3	定期監査及び行政監査（随時監査含む）	4
(1)	特に留意した事項	5
ア	一般・特別会計	
(ア)	新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種施策に係る 予算の執行状況等について	5
(イ)	備品の管理について	6
(ウ)	公印の管理について	6
イ	企業会計	
(ア)	備品の管理について	7
(2)	予算の流用について	7
(3)	交通事故の防止について	8
(4)	指摘事項	9
(5)	意見事項	16
4	財政援助団体等に対する監査	19
(1)	指摘事項	19

## 1 監査委員制度

監査委員は、地方自治法に基づき市長から独立した公平な立場で市の監査を担うため設置されており、監査委員が行うとされている監査等の行為は、市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、市民の福祉の増進に資することを目的としています。

また、監査委員は、人格が高潔で、地方公共団体の財政管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、議会の同意を得て市長が選任します。

岐阜市では、識見を有する者から2人、議員から2人の合計4人の委員が選任されています。

### 【岐阜市監査委員（令和4年度）】

区 分		氏 名	就 任 期 間
識見委員 代表監査委員	常 勤	松井 重雄	平成31年4月1日～令和5年3月31日
識見委員	非常勤	森 裕之	平成28年4月1日～令和6年3月31日
議選委員	非常勤	竹市 勲	令和3年6月29日～令和4年5月17日
議選委員	非常勤	黒田 育宏	令和3年6月29日～令和4年5月17日
議選委員	非常勤	杉山 利夫	令和4年5月18日～議員の任期による
議選委員	非常勤	和田 直也	令和4年5月18日～議員の任期による

### 監査委員事務局

監査委員が行う監査等を補助するため監査委員事務局が設置されています。

### 【組織図（令和4年度）】

事務局長 — 監査課長 — 監査係（7人）
-----------------------

## 2 主な監査等

### **定期監査**（地方自治法第199条第4項）

市の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか、及び水道、病院など公営企業に係る事業が合理的、効率的に行われているかについて監査  
（平成30年度から企業会計を除く全部局を2つに分け、隔年で全課を対象に実施）

### **行政監査**（地方自治法第199条第2項）

行政組織、職員配置、事務処理手続等、市の事務の執行が、合理的、効率的に行われているかについて定期監査と併せて実施

### **随時監査**（地方自治法第199条第5項）

監査委員が必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施

### **工事監査**（地方自治法第199条第5項）

工事の設計及び施工が、法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを書類調査及び現場調査により監査

### **財政援助団体等に対する監査**（地方自治法第199条第7項）

補助金その他財政的援助を与えている団体について、当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて監査

### **決算審査**（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

一般会計・特別会計及び公営企業会計の決算に係る審査で、決算の内容が正しいか、予算が適正かつ効率的に使われているかについて審査

### **基金の運用状況審査**（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が、適正かつ効率的に行われているかについて審査

### **健全化判断比率及び資金不足比率審査**

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

前年度の決算等から算定された、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）、公営企業の資金不足比率が適正に算定されているかについて審査

**例月現金出納検査**（地方自治法第235条の2第1項）

市が保管するお金の出し入れが正しく行われているかについて、毎月、日を定めて検査（一般・特別会計、市民病院事業会計、中央卸売市場事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計）

**住民監査請求に基づく監査**（地方自治法第242条）

市の公金の支出、財産の管理、契約の締結などについて、違法又は不当な事実が認められるとして、住民から監査の請求がなされた場合、当該事項について監査

**内部統制評価報告書審査**（地方自治法第150条第5項）

市長から審査に付された内部統制評価報告書について評価が評価手続に沿って適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかについて審査

※ 監査終了後には、**監査結果（指摘事項・意見事項）を市長及び議会に対して報告**するとともに、市の**掲示場**及び市の**ホームページ**にて**公表**しています。また、監査対象部局に対しては、指摘事項・意見事項及び指示事項を部局長に対して通知しています。

なお、監査において指摘事項と意見事項については、**3月末時点の措置状況**の報告を求め、その時点で未措置のものについては、更に同年9月末時点で求め、措置状況の進行管理を行っています。

<b>指摘事項</b>	(1) 法令、条例、規則等に抵触し、重大な影響を及ぼす事項又はそのおそれのある事項で、直ちに対応することを適当と認めたもの (2) 不適切な事案の再発防止のために直ちに対応することを適当と認めた事項 (3) その他直ちに対応することを適当と認めた事項
<b>意見事項</b>	(1) 効率性、経済性、有効性等の観点から、是正又は改善のために検討することを適当と認めた事項 (2) その他指摘事項には至らないが、特に言及することを適当と認めた事項
<b>指示事項</b>	事務処理上の軽微な誤り等指摘事項又は意見事項には至らない事項

※ 監査委員の**職務権限が及ばないもの**

- ・ 条例そのもの（可否、当不当等）の監査
- ・ 予算編成事務の監査
- ・ 政策の適否あるいは政策判断の妥当性まで踏み込んだ監査

### 3 定期監査及び行政監査（随時監査含む）

定期及び行政監査について、全部局の2分の1に対し、監査を実施しました。（企業会計については全会計実施）

令和4年度の定期及び行政監査の実施部局は、一般・特別会計のうち、

- ①市長公室
- ②行政部・公平委員会
- ③工事検査室
- ④経済部・農業委員会
- ⑤市民生活部
- ⑥福祉部
- ⑦保健衛生部
- ⑧都市防災部
- ⑨消防本部
- ⑩まちづくり推進部
- ⑪都市建設部
- ⑫選挙管理委員会

及び企業会計（病院事業会計、中央卸売市場事業会計、水道事業会計、下水道事業会計）です。なお、⑦保健衛生部については、監査の範囲を変更するとともに、着眼点の項目を絞って監査を実施しました。

また、支出負担行為書の取消し忘れ（子ども未来部）や負担金の支出（教育委員会）について、随時監査を2回実施しました。

これらの部局の定期監査等を実施した結果、「**指摘事項 39件**」、「**意見事項 14件**」ほか指示事項について、是正又は改善若しくは検討を求めました。

9ページ以降に、指摘事項及び意見事項の具体的な事例を掲載しています。

なお、軽微な事項については、別途指示しています。

## **(1) 特に留意した事項**

### **ア 一般・特別会計**

令和4年度は以下の事項について特に留意し、監査を実施しました。

**(ア) 新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種施策に係る予算の執行状況等について**

**(イ) 備品の管理について**

**(ウ) 公印の管理について**

#### **(ア) 新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種施策に係る予算の執行状況等について**

新型コロナウイルス感染症防止対策を進めるためには、市民の理解と協力を得る必要があります。市民に対しての十分な情報提供が望まれる状態にあるため、新型コロナウイルス感染症対策に関連した事業の予算執行状況等について特に留意して監査を実施しました。

調査の対象は、次のとおりです。

##### **a 調査内容**

(a) 予算執行状況等

(b) 予算執行手続は適正か。

(c) 執行率の低い事業について、その理由に妥当性があるか。

##### **b 調査方法**

(b) については、(a) から3つの事業を抽出（特定財源のあるもの、執行率の低いもの、予備費充用のもの等）して確認を行いました。

調査の結果、特に指摘等が必要な事項は見られませんでした。

#### **(イ) 備品の管理について**

備品管理システムを平成23年に導入してから10年が経過したこと、新庁舎への移転により多くの備品が廃棄されていることから、システム上登録されているが廃棄された備品あるいは所在不明となっている備品がないかについて、令和3年度に調査しました。調査の結果、多数の部局で不適切な事案が発生していたことから、昨年度に引き続き、特に留意して監査を実施しました。

調査の対象は、次のとおりです。

a 調査内容

- (a) システム管理は適正か。(廃棄された備品あるいは所在不明となっている備品が記録されていないか。)
- (b) 備品シールが貼付されているか。
- (c) 美術品を管理しているか。
- (d) 美術品を管理している場合、管理は適正か。

b 調査方法

- (a) 及び (b) については、物品から課ごとに3点を抽出し、その所在及び備品シールの貼付が確認できる写真の提出を監査対象部局に求め、提出された写真により確認を行いました。
- (c) 及び (d) については、美術品の管理の有無を確認し、管理している場合にはすべての美術品について管理状況を確認しました。

調査の結果、備品の管理について、「指摘事項 5件」ほか指示事項の是正又は改善を求めました。

### (ウ) 公印の管理について

令和3年度定期監査において、公印を紛失していた部局があったことから、公印について、岐阜市公印規則等に則り適正に保管、使用等されているか、特に留意して監査を実施しました。

調査の対象は、次のとおりです。

a 調査内容

- (a) 公印の管理状況
- (b) 公印の保管方法等は適正か。
- (c) 利用実態のない公印はないか。

調査の結果、公印の管理について、「指摘事項 1件」の是正を求めました。

## イ 企業会計

企業会計は、令和3年度に一般・特別会計において留意した事項について監査を実施しました。

### (ア) 備品の管理について

#### (ア) 備品の管理について

6 ページの「ア一般会計・特別会計 (イ) 備品の管理について」に記載した内容

と同様

調査の結果、備品の管理について、「指摘事項 3件」ほか指示事項の是正又は改善を求めました。

## (2) 予算の流用について

予算の流用に関しては、財政部から「予算格付けのない執行や予算の流用については、新型コロナウイルス感染症対策のほか、法令、災害等、やむを得ない事情のために必要なものについてのみ、遅滞なく事務手続きを行うこと」との通知が発出されていることから、引き続き流用の状況について調査しました。

その結果は、下記に記載のとおり、育児休業の代替雇用に伴う経費のように流用することがルール化されているものや、予算編成時には予測できないものであり、やむを得ない流用であったと思われます。

予算編成に際しては、引き続き所管事業の精査を十分に行うことで、適切な予算計上に努めてください。特に、**新規事業については、その内容を十分理解し、適切な予算計上**を行うよう指示しています。

①	育休等職員の代替雇用に伴うもの	5件
②	予算編成時には予測できない外的要因によるもの	10件
③	公務災害の発生に伴うもの	0件
④	事業の見直しに伴うもの	1件
⑤	業務の増加に伴うもの	9件
⑥	事故等の賠償金を支出するため、流用が必要となったもの	1件
⑦	<b>予算計上に起因し、流用が必要となったもの</b>	<b>3件</b>
	・ 予算計上漏れや誤りによるもの	
⑧	維持管理や故障等、緊急に対応するため、流用が必要となったもの	3件
		合計 32件

※ 流用件数は、企業会計（市民病院事業会計、中央卸売市場事業会計、水道事業会計、下水道事業会計）、保健衛生部を除く各部局の監査対象期間内（令和4年4月から最長11月末まで）の件数となります。

## 事例 予算計上漏れ

### 【内容】

自動車重量税が値上がりすることが判明していたにもかかわらず、値上がり分を予算に計上することを失念していたため、需用費（修繕料）から公課費へ9,600円が流用されていた。

### (3) 交通事故の防止について

交通事故の防止については、各部局における公用車へのドライブレコーダーの搭載のほか行政部管財課による交通安全研修の開催や交通事故防止についての通知が発出されているものの、依然として交通事故が多数発生しています。

令和4年度に定期監査・行政監査を実施した部局における監査対象期間に発生した交通事故件数の合計は**36件**で、このうち**後進中の事故が10件**ありました。また、**10件中5件は、同乗者がいたが、誘導をしていませんでした。**

**後進する場合には、同乗者の一人が車から降りて後方確認を行うことにより、事故を未然に防止することが可能であったと考えられることから、平成25年度以降、後進する場合の後方確認について具体的な指導を行ってきましたが、同様の事故が発生しており、今回も後方確認を徹底する等の指摘**を行いました。

それ以外の事故についても、駐車場等での静止物への接触など**十分に注意していれば防ぐことができたと思われる事例も多く**、いずれも大きな事故につながる可能性があることから、該当部局に対し、職員に対する啓発や事故の再発防止などを指示しました。

各部局においては、交通事故防止についてなお一層の指導徹底を指示しています。

《表1》 部局別交通事故件数

部 局 名	監査対象期間	交 通 事 故 件 数		
			うち後進中の事故件数	
				うち同乗者有 で誘導なし
市長公室	R 3. 4. 1～R 4. 7. 31	0		
行政部・公平委員会	R 3. 4. 1～R 4. 7. 31	0		
工事検査室	R 3. 4. 1～R 4. 7. 31	1		
経済部・農業委員会	R 3. 4. 1～R 4. 11. 30	4	2	
市民生活部	R 3. 4. 1～R 4. 10. 31	1	1	
福祉部	R 3. 4. 1～R 4. 11. 30	8	3	2
保健衛生部	R 3. 4. 1～R 4. 8. 31	7	2	1
都市防災部	R 3. 4. 1～R 4. 8. 31	0		
消防本部	R 3. 4. 1～R 4. 8. 31	6		
まちづくり推進部	R 3. 4. 1～R 4. 8. 31	1		
都市建設部	R 3. 4. 1～R 4. 10. 31	4	1	1

選挙管理委員会	R 3. 4. 1～R 4. 7. 31	0		
市民病院	R 3. 4. 1～R 4. 3. 31	0		
中央卸売市場	R 3. 4. 1～R 4. 3. 31	1		
上下水道事業部	R 3. 4. 1～R 4. 3. 31	3	1	1
合 計		36	10	5

#### (4) 指摘事項

- (ア) 法令、条例、規則等に抵触し、重大な影響を及ぼす事項又はそのおそれのある事項で直ちに対応することを適当と認めたもの
- (イ) 不適切な事案の再発防止のために直ちに対応することを適当と認めた事項
- (ウ) その他直ちに対応することを適当と認めた事項

《表2》 定期監査・行政監査における指摘事項

区 分		内 容		指摘件数
1	収入事務について	a	未収金の回収等について	4
		b	調定誤りについて	1
		c	納入義務者について	1
		d	源泉所得税の徴収について	1
		e	収納事務誤りについて	1
		小 計		
2	支出事務について	f	支出負担行為書の作成時期について	5
		g	支払誤りについて	3
		h	支払遅延について	4
		i	支出負担行為書の取り違えについて	1
		小 計		
3	契約事務について	j	物品の調達について	1
		小 計		
4	財産管理事務について	k	備品の管理について	8
		l	公印の管理について	1
		小 計		
5	事務執行について	m	情報公開請求に係る事務処理について	1
		小 計		

6	事故の防止について	n	公用車による事故について	4
		o	施設等における事故について	2
		小 計		6
7	個人情報の保護について	p	個人情報の漏えいについて	1
		小 計		1
合 計				39

## ◎主な指摘事項

### 1-a 未収金の回収等について

#### 【指摘事項】

住宅使用料の収入未済額は、令和3年度末で52,214,575円である。令和4年8月末現在では、過年度未収金が49,723,575円である。

今後とも、過年度未収金の早期回収に努めることはもとより、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するように努力されたい。

同様の指摘内容がほかに3件ありました。

### 1-b 調定誤りについて

#### 【指摘事項】

令和3年10月診療分の診療報酬金額の一部(22,470,159円)について、二重に調定を行っていた。

令和3年11月1日から医事業務の請負業者が変更になり、新しい請負業者は従来手集計を行っていた分を請求漏れ防止等の観点から一元管理するため、一部試験的に債権管理システムに登録した。その後、この債権管理システム登録分と手集計分の両方を医事課に報告したため、試験的に登録した手集計分の一部が重複した状態となっていた。

しかしながら、請負業者は、手集計分の一部を試験的に債権管理システムに登録したことを医事課に報告していなかった。また、医事課は、このことに気付かなかったため、手集計分の一部を二重に調定してしまった。

今後は、請負業者と情報共有するなど、同様の事案が起こらないよう職員に指導徹底を図られたい。

## 1-c 納入義務者について

### 【指摘事項】

岐阜市会計規則第 32 条では、歳入を徴収するときは、納入すべき金額、納入義務者、納期限及び納入場所等を調査し、直ちにこれを調定しなければならないとされている。

しかしながら、公文書複写代及び郵送料について、公文書公開の請求者が金融機関で納入する場合には納入義務者を公文書公開の請求者として調定すべきところ、岐阜市出納員として調定しているものがあった。

今後は、岐阜市会計規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

## 1-d 源泉所得税の徴収について

### 【指摘事項】

令和 3 年 7 月分の健康増進課のパートタイム会計年度任用職員 A (2 人) の報酬の源泉徴収の際、所得税法第 185 条第 1 項第 1 号イの規定により給与所得の源泉徴収税額表の甲欄 (720 円) を適用し源泉徴収すべきところ、誤って乙欄 (3,600 円) を適用したことにより、過大徴収となっていた。

これに伴い、令和 3 年 11 月 4 日に過大徴収分 2,880 円が 2 人に支払われていた。

今後は、所得税法を遵守し、適正な源泉所得税徴収事務の執行に努められたい。

## 1-e 収納事務誤りについて

### 【指摘事項】

国民健康保険料の収納員が滞納者から収納した保険料 20,000 円について、収納時に発行する領収書に誤った年度を記載したため、別の被保険者から収納したものと誤って事務処理された。これにより、滞納者は未納付のまま、別の被保険者に 20,000 円が過納金として還付されていた。

今後は、同様の事案が起こらないよう事務取扱マニュアル等に従い職務を遂行されるよう職員に指導徹底を図られたい。

## 2-f 支出負担行為書の作成時期について

### 【指摘事項】

岐阜市予算規則第13条第1項は、支出負担行為として整理する時期は別表第1に定める区分によるものとし、別表第1では、役務費の支出負担行為として整理する時期は「契約を締結するとき又は請求のあったとき」と規定している。

しかしながら、災害対策副本部専用回線接続手数料について、令和4年4月25日付けで契約が締結されていたが、令和4年6月29日に至るまで支出負担行為書が起案されていなかった。

今後は、岐阜市予算規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

同様の指摘内容がほかに4件ありました。

## 2-g 支払誤りについて

### 【指摘事項】

岐阜市会計規則第65条第1項は、「支出命令者は、支出命令書(支出負担行為書兼支出命令書を含む。)を作成しようとするときは、予算の節及び債権者ごとに作成し、所属年度、支出科目、支出金額及び債権者名の正誤並びに支出の内容が法令等又は契約に違反する事実がないかを調査しなければならない。」と規定している。

しかしながら、消防職員44人に対し、令和3年5月に支給した超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び特殊勤務手当の計2,037,939円分を6月支給分に上乗せして支給していた。

今後は、岐阜市会計規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

### 【指摘事項】

退職願を提出した職員の退職内申の発令に係る決裁文書が他の文書に紛れてファイリング・キャビネットに保管されていたため、事務処理が完了せず、結果として退職発令がないまま退職した職員に退職後3か月分の基本報酬合計156,300円が誤支給されていた。

今後は、同様の事案が起こらないよう事務取扱マニュアル等に従い職務を遂行されるよう職員に指導徹底を図られたい。

同様の指摘内容がほかに1件ありました。

## 2-h 支払遅延について

### 【指摘事項】

令和4年12月9日支払予定分の国民健康保険高額療養費（711件、対象金額8,968,926円）について、担当職員に代わって事務処理を行った職員が振込日を誤って記載したため、予定日に振込ができなかった。

今後は、同様の事案が起らないよう事務取扱マニュアル等に従い職務を遂行されるよう職員に指導徹底を図られたい。

### 【指摘事項】

山県市水道事業給水条例施行規程第22条は、徴収する料金等の納入期限は、料金にあっては納入通知書を発した日の属する月の26日とする旨規定している。

しかしながら、山県消防署、山県消防署美山分署分の6、7月分上下水道料金の支払いについて、支払期限が令和3年8月26日であったが、令和3年9月24日に支払われていた。また、督促手数料（100円）が同日に支払われていた。

今後は、山県市水道事業給水条例施行規程を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

同様の指摘内容がほかに2件ありました。

## 2-i 支出負担行為書の取り違えについて

### 【指摘事項】

岐阜市会計規則第69条は、「支出命令者は、支出命令書を作成したときは、支出の内容を明らかにした支出負担行為書その他の関係書類とともに、直ちに、会計管理者に送付しなければならない。」と規定している。

しかしながら、長期継続契約に係る令和4年4月分の3件の委託料の支払いに関し、財務会計システムにおいて、履行期間前の次期契約に係る支出負担行為書を選択して支出命令書を作成し、履行期間中の現契約に係る支出負担行為書とともに会計管理者に送付していた。

今後は、岐阜市会計規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

### 3-j 物品の調達について

#### 【指摘事項】

岐阜市物品管理規則第13条第2項は、「物品の所用部署において、物品の調達を必要とするときは、契約依頼書により契約課長に依頼しなければならない。」と規定している。

しかしながら、介護保険課において、高齢者紙おむつ支給券の印刷を、契約課へ契約依頼書を提出することなく、業者に発注し、納品されていた。

今後は、岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な契約事務に努められたい。

### 4-k 備品の管理について

#### 【指摘事項】

岐阜市物品管理規則第18条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるように整理し、保管しなければならない。」と規定している。

しかしながら、職員厚生課、デジタル戦略課及び管財課が備品管理システムに記録している備品について、廃棄手続を行うことなく廃棄されているものがあった。

今後は、岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

同様の指摘内容がほかに7件ありました。

### 4-l 公印の管理について

#### 【指摘事項】

岐阜市農業委員会規程第8条は、公印に関し必要な事項は、岐阜市公印規則の例による旨規定し、岐阜市公印規則第10条は、公印を廃止したときは、告示しなければならない旨規定している。

しかしながら、農業委員会事務局で管理する2つの公印について、平成29年7月19日に廃止となったが、告示していなかった。

今後は、岐阜市農業委員会規程を遵守し、公印の適正な管理に努められたい。

## 5-m 情報公開請求に係る事務処理について

### 【指摘事項】

岐阜市情報公開条例第8条第1項は、請求書の提出があった日の翌日から起算して14日以内に当該請求に対する諾否の決定を行い、速やかに請求者に通知しなければならない旨規定している。

しかしながら高齢福祉課において、課宛に届いた情報公開請求のメールを庶務担当者が対象事業の担当者に2通転送したものの、1通のメールを見落とし、条例で定める期間内に決定及び通知を行わず、請求者からの問い合わせがあるまで当該請求に気付いていなかったものがあった。

今後は、岐阜市情報公開条例を遵守し、適正な事務執行に努められたい。

## 6-n 公用車による事故について

### 【指摘事項】

令和3年4月から令和4年10月までの間に、公用車の後退時における事故が1件発生し、職員が同乗していたが、降車及び誘導をしていなかった。後退時の安全確認の励行について指導されたい。

同様の指摘内容がほかに3件ありました。

## 6-o 施設等における事故について

### 【指摘事項】

令和4年8月18日、日置江北公園内での除草作業中に飛び石が発生し、公園向かい側の民家の玄関ドアに対する物損事故が発生した。

刈払機、乗用除草機を使用して除草作業を行う場合は、公園管理作業マニュアルを遵守し、石などが周辺に飛散しないよう、パネル・シート・ネットを設置するなど、安全管理を徹底されたい。

同様の指摘内容がほかに1件ありました。

## 7-p 個人情報の漏えいについて

### 【指摘事項】

岐阜市個人情報保護条例第3条第2項は、職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはなら

ない旨規定している。

しかしながら、令和4年11月に開催したぎふ信長まつりに対する御意見に回答する際、1人の個人情報（氏名、フリガナ、メールアドレス、携帯電話番号）を他人のメールアドレスに誤って送信していた。

今後は、岐阜市個人情報保護条例を遵守し、適正な事務を執行されたい。

## (5) 意見事項

(ア) 効率性、経済性、有効性等の観点から、是正又は改善のために検討することを  
 適当と認めた事項

(イ) その他指摘事項には至らないが、特に言及することを適当と認めた事項

《表3》 定期監査・行政監査及び随時監査における意見事項

区 分		内 容		意見件数
1	事務執行について	a	車両管理簿について	1
		b	工事の設計・積算における確認の徹底について	1
		c	システム改修における内容の理解とテストの徹底について	1
		d	超過勤務手当等計算書兼確認書における内容確認の徹底について	1
		e	発送物における内容確認の徹底について	1
2	支出事務について	f	支出負担行為書の取消し忘れについて	1
3	事故の防止について	g	事故の防止について	4
4	財産の管理について	h	施設の拡充、移転更新について	1
5	負担金について	i	コミュニティ・スクールで使用する備品について	1
		j	負担金の使い切りについて	1
		k	負担金に係る書類審査について	1
		合 計		14

## ◎主な意見事項

### 1－b 工事の設計・積算における確認の徹底について

#### 【意見事項】

令和4年8月に、農地整備課が契約依頼した工事において、設計書の積算を誤った事案が1件発生していた。

設計・積算における項目や数量、単価などの確認を徹底するとともに、チェック機能の強化による再発防止に部全体で取り組まれない。

### 1－c システム改修における内容の理解とテストの徹底について

#### 【意見事項】

(1)令和4年1月6日に、公費負担医療対象者の高額介護サービス費について、算定システムに誤りがあったことが判明した。

(2)令和4年9月13日に、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る福祉システムの初期データセットアップに誤りがあったことが判明した。

制度改正、給付手続等に伴うシステム改修の際には、担当課において改修内容を理解し、十分なテストを行うことによる再発防止に取り組まれない。

### 1－e 発送物における内容確認の徹底について

#### 【意見事項】

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙の柳津・佐波投票区の有権者に発送した投票所入場整理券の記載内容のうち、期日前投票所の場所、期間について、令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙の際のものを誤って記載していた。

今後は、同様の事案が起らないよう発送物における内容確認を徹底するとともに、チェック方法の見直しによる再発防止に取り組まれない。

## 2-f 支出負担行為書の取消し忘れについて

### 【意見事項】

子ども未来部子ども保育課において、令和3年4月15日に財務会計システムにより、令和3年度4月分地域型保育給付費に係る支出負担行為書を作成した。ところが、同日中に当該支払については支出負担行為書兼支出命令書により支払うことができると判明したため、新たに支出負担行為書兼支出命令書を作成し、後日当該支払いを終えた。

しかしながら、当初に作成した支出負担行為書を取消していなかった。

他方、会計課からは、令和3年度決算にあたり、財務会計システム上の誤りがないか確認するため、令和4年5月11日、支出命令が行われていない伝票がないか等を確認するよう各課に通知されていた。さらに、令和4年5月26日にも確実に確認するよう再度通知されていた。

しかしながら、子ども保育課の担当者は当該確認を行っておらず、また、課内及び部内で確認されることもなく、出納閉鎖となった。

支出命令未済の有無などの決算に係る事項の確認を子ども保育課として徹底するとともに、再発防止に部全体で取り組まれない。

## 5-i コミュニティ・スクールで使用する備品について

### 【意見事項】

学校教育法第5条は、原則、設置者が学校の管理運営経費を負担する旨規定している。また、文部科学省が定めている学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金（国庫補助金）実施要領は、補助対象とする経費については、各地方公共団体や学校、PTA等の通常の活動にかかる経費と明確に区別し、まぎれのないようにすること及びそれぞれ所有している物品等が利用できる場合は、極力当該物品等の利用に努める旨規定している。

しかしながら、全69の学校支援推進委員会（以下「委員会」という。）のうち、令和3年度末時点でこれまでに学校支援推進委員会負担金（以下「負担金」という。）で総額50万円以上の備品を購入していた42の委員会に対し、当該備品の使用状況について監査委員が調査した結果、38の委員会が、コミュニティ・スクール（以下「コミスク」という。）と関係がない学校教育活動で備品を使用しており、また、2つの委員会が備品の使用を希望していた。

これまで委員会が負担金で購入した備品については、国庫補助金の対象外であり、岐阜市が実質全額負担していることから、今後は、学校教育活動やコミスクの活動で使用する備品については、学校配当予算で購入すべきである。

## 4 財政援助団体等に対する監査

市が資本金等の4分の1以上を出資している法人（出資団体）、公の施設の管理を行っているもの（指定管理者）、市が補助金等を交付している団体（財政援助団体）について、計4団体を選定して監査を実施しました。

監査対象団体		所管部局
出資 団体	岐阜市土地開発公社	基盤整備部
指定管 理者	株式会社 三和サービス (対象施設：岐阜市リフレ芥見)	環境部
財政援助団 体	厚見学園学校支援推進委員会 (学校支援推進委員会負担金)	教育委員会
	藍川地区小中学校支援推進委員会 (学校支援推進委員会負担金)	教育委員会

監査の結果、財政援助団体等に対し、「指摘事項 2件」ほか指示事項、所管部局に対し、「指摘事項 1件」ほか指示事項について、是正又は改善を求めました。

### (1) 指摘事項

《表4》 財政援助団体等監査における指摘事項

区 分		内 容		指摘件数	
				団 体	所管部局
1	予算執行について	a	予算の流用について	1	
		小 計		1	0
2	事務執行について	b	再委託の承認について	1	1
		小 計		1	1
合 計				2	1

## 1-a 予算の流用について

### 【指摘事項】（団体関係）

岐阜市リフレ芥見財務会計に関する規程第 11 条では、予算の流用について、「館長は、事業計画で策定した支出科目の金額に過不足を生じたときは、予算流用にす  
る事項を記載した稟議書により社長の承認を得て、各支出科目相互間の金額を相互  
に流用することができる。」と規定されている。

しかしながら、稟議書による社長の承認を得ていなかった。

今後は、岐阜市リフレ芥見財務会計に関する規程を遵守し、適正な財務会計事務  
の執行に努められたい。

## 2-b 再委託の承認について

### 【指摘事項】（団体関係）

岐阜市リフレ芥見の管理運営に関する協定書第 9 条では、「指定管理者は、管理  
業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市の書  
面による承認を得た場合は、この限りでない。」と規定されている。

しかしながら、プール循環設備点検他 13 件について、第三者に委託しているに  
もかかわらず、岐阜市の書面による承認を得ていなかった。

今後は、協定書を遵守し、適正な事務執行に努められたい。

### 【指摘事項】（所管部）

岐阜市リフレ芥見の管理運営に関する協定書第 9 条では、「指定管理者は、管理  
業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ岐阜市の書  
面による承認を得た場合は、この限りでない。」と規定されている。

しかしながら、事業報告書の記載内容から、プール循環設備点検他 13 件の管理  
業務を第三者に委託していることを知ることもかかわらず、指定管理  
者に対し、岐阜市の書面による承認を得るよう指導していなかった。

今後は、協定書の内容を把握し、それらを遵守して適正な事務執行に努められ  
たい。